

**平成 25 年度
島根県社会福祉政策への提言・要望書**

平成 24 年 10 月 17 日

島根県社会福祉団体連絡協議会
島根県市町村社会福祉協議会会長会

島根県の社会福祉政策への提言

今日、地域社会においては、価値観の多様化や少子・高齢化、過疎化等に伴い、人と人とのつながりが希薄化し「無縁社会」に象徴されるよう「いじめ」「虐待」「ひきこもり」「孤立死」「自死」等が大きな社会問題になっています。

また、長引く経済の低迷による失業や住居の喪失、非正規雇用労働者の増加等により「格差・貧困」が拡大するなど、社会的排除状態にある人々に対する新たなセーフティネットの構築や生活支援活動の充実強化が課題になっています。

さらに、福祉・介護ニーズの増大、多様化・高度化とともに、これに対応できる質的・量的な福祉・介護人材の確保も喫緊の課題であります。

島根県におかれましては、本年度から実施される「島根総合発展計画 第2次実施計画」において、引き続き「安心して暮らせるしまね」を基本目標に掲げ、この実現のため、“健康づくりと福祉の充実”“子育て支援の充実”“生活基盤の維持・確保”などを計画的に進めていくこととされていますが、前述の情勢を踏まえ、より一層、本県の社会福祉政策の充実・強化に取り組まれることが期待されます。

今後、豊かな島根の社会福祉を創造していくには、今日求められる「新しい公共」の理念のもと、行政、県民、ボランティア・NPO、当事者、社会福祉事業関係者がより一層連携・協働していくことが重要となります。

この度、島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、こうした考え方に立って、本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたします。

また、国の社会福祉政策のあり方に対して働きかけをいただきたい項目についても、とりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年10月17日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県社会福祉団体連絡協議会 会長 江 口 博 晴

島根県市町村社会福祉協議会会長会 会長 黒 川 聰

提言・要望事項

I 島根県の社会福祉政策に対する提言・要望

1 大規模災害を見据えた防災・減災活動の総合的推進 P1

- (1) 県災害ボランティアセンターの設置・運営主体、設置場所等の明確化
- (2) 災害時における福祉・介護事業所間での相互支援体制の整備

2 地域福祉の基盤強化について P3

- (1) しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業の拡充
- (2) 民生委員・児童委員の定数確保
- (3) 全世代に対するあいサポート運動の推進
- (4) 障害児居場所づくり活動への支援

3 包括的なセーフティネット体制の強化について P5

- (1) 総合的な権利擁護体制の整備
- (2) 生活福祉資金相談員の継続配置
- (3) 入居保証事業への出資と県営住宅の保証人要件の緩和
- (4) パーソナル・サポート・サービスの充実・強化
- (5) 自立準備ホームの登録増加に向けての周知啓発

4 福祉サービス従事者の確保について P8

- (1) 将来を見据えた総合的な介護人材確保対策の確立
- (2) 看護職員確保対策の推進
- (3) 定住対策と一体となった福祉・介護人材確保対策の推進

5 分野・種別ごとの政策の充実 P10

- (1) 障害者アートの振興
- (2) 県内統一の障害者サポートファイルの作成・普及

II 国の社会福祉政策に対する提言・要望 P11

1 包括的な支援機能の強化について

2 福祉サービス従事者の確保について

I 島根県の社会福祉政策に対する提言・要望

1 大規模災害を見据えた防災・減災活動の総合的推進

(1) 県災害ボランティアセンターの設置・運営主体、設置場所等の明確化

県地域防災計画に、県災害ボランティアセンターの設置を明記するとともに、その設置・運営主体として島根県社会福祉協議会を明確に位置付けていただきますようお願いいたします。

また、県災害ボランティアセンターの設置場所をいきいきプラザ島根とし、その機能を十二分に果たすことが出来るスペースを確保していただきますようお願いいたします。

更に、原子力災害時等、県災害対策本部を移設される場合は、県災害ボランティアセンターの移設につきましても配慮いただきますようお願いいたします。

【提案・要望理由】

島根県社会福祉協議会（以下「県社協」）は、県内で災害が発生した際に、災害の規模・被害状況に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災状況の情報発信、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」）が運営する市町村災害ボランティアセンターの支援等を行うことを「災害時県社協職員行動マニュアル」で規定しています。

また、県外で大規模災害が発生した場合にも、被災県からの要請に基づき、県内の社協職員及び県民ボランティアの派遣を調整することにしており、東日本大震災の被災地はもちろん、阪神・淡路大震災以降の大規模災害には被災地域へ職員やボランティアを派遣し、支援活動を行ってきています。

県地域防災計画には、平時からの災害ボランティアの活動環境の整備について記載はありますが、発災時における県災害ボランティアセンターの設置・運営についての記載はありません。

(2)災害時における福祉・介護事業所間での相互支援体制の整備

東日本大震災は、大規模災害時等における福祉・介護事業所の広域による連携や相互支援等の仕組みはどうあるべきかについても新たな課題を提示しています。

こうした状況を踏まえ、今後、県社協において、災害時における広域的な事業所間の連携や相互支援のあり方等の検討をすすめていきますが、行政と事業者等との役割分担や連携体制等が真に実効性のあるものとなるよう、県としても県社協等と連携して大規模災害時等における被災施設からの避難や福祉・介護職員の応援派遣等について検討し、必要な対策を講じられるよう要望します。

【提案・要望理由】

平成 23 年度厚生労働省補助により作成された「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業報告書」（平成 24 年 3 月（株）富士通総研）によれば、あらかじめ県・市町村、事業者間等での役割認識や実施・連携体制が構築されているなど、災害発生と同時に自動的に動く支援システムの重要性や、身近な地域での相互支援をベースに広域支援へと発展させていく方法の有効性などが指摘されています。

本県においても、今後、例えば、災害時の避難と受入れ等に関する事業者間での相互支援協定締結や共同訓練実施などを促進するための環境整備、県に相互支援協定を届け出ておくことで災害時に円滑な事業継続を図る制度の構築、県・事業者団体・職能団体等との連携による「災害派遣福祉・介護チーム（仮称）」の登録・訓練や派遣調整等を行う体制整備などについて検討していく必要があります。

2 地域福祉の基盤強化について

(1) しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業の拡充

地域住民の力だけでは解決できない、社会的孤立などの今日的な地域福祉課題の解決に向けた新たな取組みとして「しまね流あんしん支援員モデル事業」（仮称）の創設を提案します。

また、今年度で終了される予定の「しまね流自治会区福祉活動推進事業」を平成 25 年度以降も継続実施されるようお願いいたします。

【提案・要望理由】

地域のつながりの希薄化や社会的孤立等の問題が深刻化し、あらためて地域活動の重要性が認識される中、平成 23 年度に創設された「しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業」は、身近な生活圏域である自治会区での地域支え合い活動組織の立上げや地域活動の拠点整備等を図ってきており、自治会内での見守り隊の立上げや山間部での住民同士による除雪活動など、着実な成果を挙げています。

〔県内自治会数 6,290（県社協調査）に対し H23：1,125 箇所、H24：227 箇所（予定）に助成〕

一方、「社会的孤立（孤立死・引きこもり）」「生活困窮者・低所得者」等の増加とともに、ニーズが潜在化することによって問題が深刻化しているケースも多くなっており、今後は寄り添い・伴走型の見守り・訪問活動などによる重層的な支援体制の構築が必要となってきます。

このような課題に対しては、民生児童委員やコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターの社会福祉士等と密接に連携を取りながら、個々の要援護者等を支援する者＝支援員（仮称）を身近な地域に配置するなどのさらに踏み込んだ体制づくりが必要です。

(2) 民生委員・児童委員の定数確保

民生委員・児童委員の定数は、各市町村及び市町村民生児童委員協議会の考えを十分に尊重し、定められますようお願いいたします。

【提案・要望理由】

平成 25 年 12 月の民生委員・児童委員一斉改選を見据え、県が示した新たな配置基準（案）を基礎として市町村ごとに取りまとめられた新定数（案）について、県と各市町村との個別調整作業が行われています。

民生委員・児童委員活動の社会的役割がより一層高まる中で、それぞれの地域事情や特性が十分に考慮されつつ、活動の持続的・安定的な基盤を確保することは、地域におけるセーフティネット維持の観点からも大変重要です。

(3) 全世代に対するあいサポート運動の推進

あいサポート運動を、子供から高齢者まで全ての県民が参加できる運動にするため、今年度県社協では児童向けの研修用教材の制作を予定しています。

つきましては、この教材が福祉教育のみならず、道徳教育・人権教育のプログラムとして学校教育の現場で広く活用されるよう、支援をお願いします。

【提案・要望理由】

平成 23 年度末のあいサポーター数は 3,860 名となり、県民の障害特性や障害のある人への必要な配慮等に対する理解は深まりつつありますが、“障害のある人もない人も共に地域社会の一員として暮らす共生社会”を実現していくためには、子どもから大人まですべての県民へ障害に対する理解を広げていく必要があります。

現在のあいサポーター研修のプログラムは大人向けとなっているため、すべての年代が参加できる運動となっていません。

(4) 障害児居場所づくり活動への支援

障害のある子どもや保護者が自宅に閉じこもりがちになることを防止するため、身近な地域において、障害のある子どもの発達や保護者同士のつながりを促進するような仕組みづくりが求められます。

「障害児居場所づくり活動」は、地域住民をはじめ多様な社会資源の協働のもとにこうした仕組みを生み出していくものであり、住民の障害への理解にとどまらず地域の福祉力を高めていく重要な取り組みです。

つきましては、この活動の全県展開を促すために「障害児居場所づくり支援事業（仮称）」を創設されることを提案します。

【提案・要望理由】

障害のある子どもの日中の活動は学校が中心ですが、夏休みなどの長期休業中や放課後は自宅に閉じこもりがちとなり、地域との交流を図る機会は多くありません。

また、長期休業中や放課後における障害のある子どもの居場所の確保策の充実を求める声が自立支援協議会などで多く出ています。

県社協では、身近な地域を基盤に障害のある子どもへの支援を目的として、障害のある子どもの保護者（当事者）はもとより地域（住民）、学校、障害関係施設、行政、自治会等の関係機関・団体が連携・協働し、当事者だけでなく誰もが参加でき、地域の状況に応じたサロン型や体験活動型の居場所づくり活動を「障害児居場所づくり」と呼び、平成 22 年度～24 年度の 3 カ年計画で都市部・中山間地域・離島部でのモデル事業を実施しています。

この事業により障害のある子どもの学習の場づくりや保護者の相談の場づくり、ボランティア等の人材養成・確保等が図られるとともに、障害のある子どもたちが住み慣れた地域で地域住民との活発な交流が促進されるなど、地域の福祉力の向上に繋がる成果をあげています。

3 包括的なセーフティネット体制の強化について

(1) 総合的な権利擁護体制の整備

高齢者や障害者の権利擁護の観点から、①総合相談、②日常生活自立支援事業、③法人後見事業、④成年後見制度の普及啓発事業、⑤市民後見人の養成及び支援事業などを実施する、市町村社協による「権利擁護センター（仮称）」に対する運営費補助制度の創設を提案します。

また、こうした仕組みに対する啓発及び財源的な支援について、市町村へ働きかけをお願いします。

【提案・要望理由】

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者や障害者の虐待防止、権利擁護を図るうえで重要な制度です。社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」を活用した生活支援を行っており、その中で成年後見制度へのつなぎ支援も行っています。

しかしながら、後見人等が必要であるにもかかわらず、その受け皿不足等のために、成年後見制度へのつなぎ支援が困難な状況があります。

そのような状況の中、市町村社協においては、積極的に自主財源で法人後見を実施したり、市民後見人（法人後見支援員を含む）を養成したりしていますが、体制が不十分なため増大するニーズに対応できていません。

(2) 生活福祉資金相談員の継続配置

平成 22 年度から市町村社協に配置されている生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立更生を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。

については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、平成 25 年度以降も継続配置されるようお願いいたします。

【提案・要望理由】

平成 21 年 10 月の制度改正に伴って創設された総合支援資金においては、市町村社協または都道府県社協に相談員を置くことが規定されており、本県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金により、平成 24 年度は県内 8 市に 9 名の相談員を配置しています。

総合支援資金の制度開始以降、本県では 88 名の借受人のうち 53 名（60.3%）の就職が決定しており、失業者等への生活再建・生活保護流入予防の観点から相談員は重要な役割を果たしています。

また、平成 23 年度の相談件数は 2,639 件と非常に多く、総合相談・生活支援の役割を果たしています。

(3) 入居保証事業への出資と県営住宅の保証人要件の緩和

民間賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人に対する支援策として、県社協独自事業として「入居保証事業」を試行的に実施していますが、この事業に必要な「入居債務保証金」への出資をお願いします。

また、住居の確保が困難な低額所得者や高齢者、地域生活への移行を希望する障害者が県営住宅の入居に際して、原則連帯保証人を不要とされるか、または「入居保証事業」などの入居債務保証が活用できるよう、保証人要件の緩和をお願いします。

【提案・要望理由】

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、障害者など）が民間賃貸住宅への入居を希望した際に、保証人の確保ができないために入居が困難となり、地域生活への移行や生活再建のスタートが切れない人がいます。

特に、住居のセーフティネットとしての県営住宅への入居にあたっては、連帯保証人の確保が大きな障壁となり、住まいの貧困を招いています。

(4) パーソナル・サポート・サービスの充実・強化

国のモデル事業（内閣府・厚生労働省）として県から県社協が委託を受け、実施している「パーソナル・サポート・サービス」について、平成25年度以降、県単独事業として全県的な実施をお願いします。

【提案・要望理由】

様々な要因で、経済的な問題、社会的な問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など多領域にわたる生活上の困難に直面している人は少なくありません。これらの中には、本人自身が自分の抱えている問題を正確に認識できなかったり、自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが難しい方がいます。

また、既存の支援機関においても、対象や制度別に構築されている支援体制では、複数の問題を把握し、その諸問題を解決するための必要なサービスを制度横断的に対応することが困難です。

平成23年度から松江市域を対象エリアに実施している「島根県パーソナル・サポート・センター」では、センター登録者110人のうち、制度・サービス等につながった件数は延べ88件にのぼり、確実に利用者の生活や環境状況に改善の成果があがっていることから、全県的な展開が求められます。

(5) 自立準備ホームの登録促進と福祉施設での受け入れの促進

法務省が進める自立準備ホーム制度（緊急的住居確保・自立支援対策実施要綱）は、矯正施設出所者等で住居の確保が困難な者を更生保護施設以外の施設等において、一時的な宿泊場所を供与する制度であり、罪を犯した人の自立更生や地域生活定着に向け極めて有効な制度です。

自立準備ホームの受け皿として、社会福祉施設は設備及びスタッフ等の体制が整備されており最適なものと考えていますが、これを進めるためには地域住民の理解も必要です。

については、中間施設としての自立準備ホーム登録事業者が増加するよう地域住民の理解促進について積極的な周知啓発をお願いします。

これにより、福祉の支援を必要とする特別調整対象者の受け入れについても、より一層促進するものと考えます。

【提案・要望理由】

矯正施設から直接地域生活に移行する前に、新たな住民登録の取得手続きや生活保護申請、障害者手帳申請など、地域生活において欠くことのできない支援を行うために中間施設（更生保護施設、自立準備ホーム等）は必要不可欠です。

特に、矯正施設入所中では難しい、受け入れ予定の事業所職員による面接やアセスメントが可能になり、支援対象者のADLをはじめ、更生意欲等実際の暮らしぶりを見ることが出来ます。

このように、支援対象者の状態をより詳細に把握するうえからも、また支援対象者自身が施設見学や体験利用することも可能となり、中間施設はワンクッション機能として、受け入れ事業所、支援対象者双方にとって欠かせない存在です。

しかし、本県の自立準備ホーム登録数は3事業者に留まっており、自立準備ホームの登録が進むには地域住民の理解が必要です。

このことは、福祉の支援が必要な特別調整対象者（障害者・高齢者で帰住先が無い者等）の社会福祉施設での受け入れについても重要な要件です。

4 福祉サービス従事者の確保について

(1) 将来を見据えた総合的な介護人材確保対策の確立

全国に先駆けて過疎・少子高齢化の進む本県では、2020年に65歳以上人口のピークを迎え、その後も後期高齢者人口は2030年頃まで増え続けていく一方で、その間に労働力人口は大幅に減少することが見込まれており、近い将来に深刻な介護人材不足に陥ることが懸念されています。

将来の需要に応じた人材を中長期的に安定確保していくため、早急に介護人材確保に関する長期的なビジョンを策定し、県民に対して介護の仕事が今後の本県を支える働きがいのある仕事であることについての周知・理解や、若年層をはじめ未就業女性や中高年層など幅広い層の介護分野への就業促進を図るなど、総合的な人材確保対策を、市町村や事業者等と一体となって取り組まれるよう提案します。

【提案・要望理由】

労働力人口は、2010（平成22）年から2020（平成32）年の10年間で約3万人、2030（平成42）年までの20年間では55千人減少すると見込まれています。

一方、県社協の推計では、介護サービスが必要な要支援・要介護認定者（以下「認定者」）は2010年からの10年間で約9千人程度増え、介護職員も26百人程度増やす必要があります。2030年には後期高齢者が2010年から21千人増え14万人（後期高齢化率24%）になると見込まれており、認定者割合の高い後期高齢者の増加に伴い必要な介護職員数も増えていく可能性があります。

また、昨今の厳しい経済情勢を反映する形で、県社協・福祉人材センター（以下「人材センター」）求職登録者に未経験・無資格の中高年者など様々な要因で就職するうえで困難に直面している人が増えてきていますが、求職者の属性や希望条件等と求人ニーズ（即戦力、女性、順応性等）とのミスマッチにより就職につながりにくい状況があります。

人材センターは、これまで「福祉・介護人材マッチング支援事業」や「介護人材緊急雇用事業」等によって未経験・無資格者の介護分野への就業支援に成果を上げてきました。これらの事業は引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 看護職員確保対策の推進

福祉・介護分野における看護職員不足解消に向け、介護職員等が働きながら看護資格を取得することを政策的に支援するため、資格取得後に福祉・介護事業所で一定期間就労した場合には貸付金返還を免除する修学資金貸与制度や、代替職員確保による現任職員の看護資格取得支援事業等を創設されるよう提案します。

また、看護学生や潜在看護職を対象に、福祉・介護分野の仕事理解を図るため、チラシ作成や職場体験・意見交換会の実施など、福祉・介護の職場のPRをお願いします。

【提案・要望理由】

利用者の重度化等に伴い福祉・介護分野における医療的ケアの充実が求められていますが、医療的ケアの中核を担う看護職員の確保は極めて困難な状況となっています。

不足する福祉・介護分野の看護職員を確保するためには、現在、福祉・介護分野で就労している介護職員等の看護資格取得を促進することが有効な対策となります。

また、潜在看護師や病院等を退職した者等の福祉・介護事業所への就業を促進する取組も必要です。

(3) 定住対策と一体となった福祉・介護人材確保対策事業の創設

介護福祉士・保育士等の資格取得希望者を対象として、養成施設卒業後にへき地や離島の福祉・介護事業所において一定期間就労することを条件に貸付金返還を免除する修学資金貸与制度を県と関係市町村とが協力して創設するとともに、県内外への積極的な制度周知を図ることを提案します。

また、福祉・介護人材確保だけではなく、その定住を促進するため、この制度を活用してU・Iターンを希望する者に対して、その居住支援や夏期休暇中等の福祉・介護事業所での「バイターン（アルバイト＋インターン）」受入れ調整などを行う「島根ふくし留学支援制度（仮称）」も併せて創設されるよう提案します。

【提案・要望理由】

全県的に慢性的な福祉・介護分野の人材不足状況が続いていますが、特に県西部や隠岐地区などにおいては、求職登録者そのものが少ないことにより特に確保が困難となっており、当該地域の事業者の自助努力だけでは限界があります。

一方、U・Iターンにより県内に職を求めている人は、増加傾向にあります。

へき地・離島等における人材確保を図るため、県・市町村の官民が連携し、当該地域外からのU・Iターンを促す定住対策と一体となった取組が必要とされています。

5 分野・種別ごとの政策の充実について

(1) 障害者アートの振興

障害者アートを活用した「仕事おこし」の全県的な展開を図るため、今後官民をあげた3年間程度での集中的な事業者支援による複数のビジネスモデル（成功モデル）の構築に向けた支援をお願いします。

【提案・要望理由】

障害者のアート作品は、その圧倒的な力が現代美術の世界にも大きなインパクトを与えており、全国的には、障害福祉の分野でもアートを仕事にする環境づくりや、作品を活用した商品開発のプロデュース等に取り組む事業所が多くあります。

本県においても、島根県障害者アート推進事業により障害者アートコーディネーターの育成やコーディネーターによる市場開拓など、障害者アートによる「仕事おこし」に取り組む気運は高まりつつありますが、事業所としての「仕事おこし」にまでは至っていません。

事業所としての「仕事おこし」の基盤となる事業所における創作環境の整備や、障害者アートの社会的価値の向上に向けた取り組みを、官民一体となって進めていく必要があります。

(2) 県内統一の障害児サポートファイルの作成・普及

障害児の特徴や、病院・福祉施設・保育所・学校等で受けた支援内容などを記録し、保管できる県内統一のファイル形式の記録ノート（サポートファイル）を作成されるとともに、県が主体となり関係先機関へ普及されることを提案します。

【提案・要望理由】

障害児はライフステージにおいて関係する機関が変わりますが、受けてきた支援内容や本人の特徴をその機関ごとに説明する必要があり、また、説明した内容が十分に伝わらず、支援に反映されないことがあります。

県内統一のサポートファイルを作成・普及することで正確な情報伝達・共有が図られ、障害児の乳幼児期、学齢期、青年・成人期のライフステージを通して、一貫したより良い支援を受けることが可能となります。

また、サポートファイルは、災害時における障害のある人への支援において、大変有効なツールとなります。

Ⅱ 国の社会福祉政策に対する提言・要望

次の項目について、国に対して要望されますようお願いいたします。

1 包括的なセーフティネット体制の強化について

(1) 「生活福祉資金貸付制度」における相談員の継続配置

平成 21 年 10 月に行われた制度改正に伴い、貸付要件等の緩和により貸付件数が急増しています。景気回復が不透明な中、特に総合支援資金については今後も増加が見込まれます。

借入相談から貸付期間中の相談支援・償還指導等を専任で行う相談員が、生活困窮者が抱える多様な問題に対してきめ細かい相談支援を行うことにより、借受世帯の経済的・社会的自立に向けた取組みをより確実なものにしています。

については、この相談員について全額国庫補助による継続配置をお願いいたします。

(2) 自立準備ホームの委託費の増額

矯正施設から直接地域生活に移行する前に、新たな住民登録の申請や生活保護申請、障害者手帳申請など、地域生活において欠くことのできない支援を行うために、中間施設は必要不可欠です。

この中間施設として法務省は、既存の社会福祉施設等を「自立準備ホーム」として登録・活用する「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施していますが、県内社会福祉施設の登録は3カ所にとどまっています。

については、国(法務省・厚生労働省)において緊密な事業連携をはじめ、委託費単価を増額されますようお願いいたします。

(3) 「パーソナル・サポート・サービス」の制度化

多領域にわたる生活上の困難に直面している人などに対して、必要なサービスを制度横断的に調整、調達、開拓などのコーディネートを行い、かつ、自立に向けて継続的に伴走型の支援を行うことのできる体制の整備が不可欠です。

平成 22 年度からモデル・プロジェクトとして実施してきた「パーソナル・サポート・サービス」を制度化し、本格実施をお願いします。

2 福祉サービス従事者の確保について

(1) 福祉・介護人材対策の恒久化

平成 21 年度から実施している「福祉・介護人材マッチング支援事業」は、県内外での出張相談や潜在有資格者の掘り起こし、求人・求職者双方へのきめ細やかな支援を行うことにより、本県における福祉・介護人材の確保に大きな成果を挙げています。この事業を含む国の福祉・介護人材確保対策の多くが今年度限りとなっていますが、労働力人口が減少するなかで安定的に人材を確保していくため、福祉・介護人材マッチング支援等の人材確保対策を恒久化されますよう要望します。